

令和5年12月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和5年12月18日(月)

1. 議案上程(議案第103号から第111号まで及び議案第114号)

分科会委員長報告、分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

出席委員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	鈴木健	地域づくり推進監 兼防災監	八端隆公
市民福祉部長	佐藤孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本一也	産業建設部長	湊智志

建設技監	佐藤 透	企業局長	田村 力
企画政策課長	高桑 淳	若美支所長	小澤田 一志
北浦コミュニティセンター所長	濱野 勇幸	総務課長	平塚 敦子
危機管理課長	三浦 幸樹	財政課長	天野 秀一
税務課長	佐藤 静代	福祉課長	北嶋 三世
介護サービス課長	船木 晶子	生活環境課長	岩谷 一徳
子育て支援課長	濱野 浩孝	健康推進課長	佐藤 一明
観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任)	男鹿まるごと売込課長	三浦 大成
文化スポーツ課長	伊勢谷 毅	農林水産課長	夏井 大助
建設課長	三浦 昇	病院事務局長	原田 徹
会計管理者	湊 留美子	教育総務課長	村井 千鶴子
学校教育課長	笹 渕 美穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒 一人	農委事務局長	船木 聖徳
企業局管理課長	畠山 隆之	ガス上下水道課長	薄田 修一
ガス上下水道課技監	小原 良朋		

午前10時00分 開 議

○委員長（笹川圭光） これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第103号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）についてから議案第111号令和5年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまで及び議案第114号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第8号）についてを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。9番畠山富勝委員長

○総務分科会委員長（畠山富勝） 総務分科会で審査いたしました議案第103号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）及び議案第114号令和5年度男鹿市一般

会計補正予算（第8号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過を御報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、地域おこし協力隊の報酬167万1,000円の減額について、一つとして、委員より、隊員が途中退任した経緯について質疑があり、当局から、令和5年2月に移住・定住の情報発信業務を担う地域おこし協力隊として採用した2名のうち、1名が体調不良により5月から病気休暇となった。その後、回復を待っていたが、本人の申出により、9月末をもって退任となった。メンタル面の不調であったため、もう少しサポートすべき部分もあったのではないかと反省しているとの答弁がありました。

二つとして、委員より、隊員の傷病休暇等の処遇について質疑があり、当局から、任期中の傷病休暇に関しては、任期期間内に含まれるため、任期の延長はできないとの答弁がありました。

三つとして、委員より、隊員に対し退任後の定住に向けた意向調査は実施しているかとの質疑があり、当局から、意向調査は実施していないが、隊員とは折に触れてコミュニケーションを図り、サポートしている。隊員OBの定住率は約50パーセントであり、今後OBの方々から現役隊員に対し、アドバイスをもらえるような仕組みづくりを考えていきたいとの答弁がありました。

さらに委員より、隊員が着任後に活動内容の乖離を感じないためにも、受入れの際に良い面だけでなく厳しい面も伝えることも重要であるとの意見がありました。

第2点として、企業版ふるさと納税を活用した車両ラッピングデザイン業務委託料について、委員より、業務目的として園児や児童が利用する園バス、スクールバスの視認性を高めるデザインを制作するとなっているが、職員が使用する公用車2台へのデザインの必要性について質疑があり、当局から、企業版ふるさと納税として秋田プライウッド株式会社から2,000万円の寄附金の申出があり、使途として男鹿市総合戦略に掲げる基本目標のうち、少子化対策への活用を希望されたことから、同社の理解を得た上で小学校や保育園の統合によって必要となるスクールバス及び園バス等

の車両購入費へ活用することとなった。購入予定車両7台のうち、子育て支援センター及び船越こども園の公用車についても、統一したデザインで導入したいと考えているとの答弁がありました。

第3点として、コンビニエンスストア等収納事務の債務負担行為補正について、一つとして、委員より、利用状況について質疑があり、当局から、コンビニ収納とバーコードによるアプリ納付の2種類があり、令和5年10月末現在の市税及び保険料に係る利用件数は1万4,067件、納付額は約1億4,700万円となっているとの答弁がありました。

二つとして、委員より、コンビニ収納事務手数料の内訳について質疑があり、当局から、手数料は1件につき税抜57円で、コンビニへ54円、全国銀行協会へ2円、秋田銀行へ1円という契約内容になっているとの答弁がありました。

三つとして、委員より、これまで納税の納付方法として納付書から口座振替へと移行してきた経緯があるが、今後は自治体として事務事業の効率化や市民の利便性も含めどのように考えているかとの質疑があり、当局から、自治体として最も効率的な納付方法は口座振替の一括納付であるが、現在はデジタル化が推進する中での過渡期として決裁方法も多様化しており、今後さらに淘汰され、メジャー化した決裁方法のうち幾つかが主流となっていくのではないかと感じている。今現在、納付者が利用しやすい環境をつくるのが大きな目的としてデジタル化が推進されているため、目的に沿って事務事業を進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、令和6年度予算編成方針について、当局から、本市の財政状況は、今後急速な人口減少等による歳入の減収に対し、大規模事業の実施による投資的経費のピークに加え、物価高騰や賃金上昇に伴う維持管理費の増嵩などにより収支不足の拡大が懸念されるなど、引き続き厳しい財政運営が続くものと見込まれる。そのため、財政運営において予算執行における収支均衡の確保と、行政サービスの水準維持に要する一般財源の確保が重要となる。厳しい財政状況の中でも、男鹿市総合計画に掲げる「健康・教育・環境でみんなが夢を実現できるまち」の実現に向け、本市の未来への投資となる施策を展開することが必要であることから、五つの事項を重点的取組に位置づけるとともに、新規事業や既存事業の拡充などを優先的に措置してまいりたい

との報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、今後の財政調整基金の在り方について質疑があり、当局から、ここ数年はコロナ禍による国からの交付金や普通交付税の措置によって財政調整基金が増加した。今後は、人口減少による地方税の減収などにより歳入が増える見込みはなく、いかに歳入歳出のバランスを図っていくか重要な状況である。

令和6年度の財政計画では、一般財源ベースで歳入113億円、歳出116億円と3億円の財源不足と試算しているが、実際の予算編成では、昨年度同様に6億円程度の取崩しを要すると考えている。財政課としては、少なくとも標準財政規模の15パーセント以上の財政調整基金を確保し、財政運営していきたいと考えているとの答弁がありました。

二つとして、委員より、財政調整基金の確保の重要性は理解できるが、一方で財政調整基金を活用した市民向けサービスの拡充を図る考えについて質疑があり、当局から、義務的経費については縮小することなく、サービス量に応じた予算を措置していく。一般経費の抑制に努めるとともに、当面は、ふるさと納税等で生み出される財源を用いて政策経費の維持、拡大を行っていくとの答弁がありました。

三つとして、委員より、将来的な財政運営に向けて、人口減少に伴う財政需要の縮小に関する精査の考え方について質疑があり、当局から、長期的に収支の均衡を図るために、歳入に見合った財政規模へ縮小する時期が必ず来るが、当面は様々な行政需要に即応できるよう、標準財政規模に応じた適正な財政調整基金を確保し、市の将来を見据えた事業に投資しながら財政運営をしまいたいとの答弁がありました。

第2点として、令和6年度組織機構について、当局から、児童福祉法改正に伴い、児童福祉の相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健の相談支援を担う「子育て次世代包括支援センター」を統合し、一体的相談支援を担う「こども家庭センター」の設置が令和6年4月から努力義務とされた。

子育て環境日本一を掲げる本市において、子育て支援に関することをワンストップ化することは重要であるため、設置に向けて検討を重ねている。

現段階の令和6年度の体制案として、市民福祉部の子育て支援課と健康推進課を統合し、新たな課にこども家庭センターの機能を担う班を設置、現在の健康推進課のネ

ウボラ事業と福祉課の児童福祉分野の業務を新たな班に移管することを考えているとの報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、新たな課の職員配置について、管理職は減員になるかとの質疑があり、当局から、現段階の案として2課を1課に統合するため、課長職は減となると考えているとの答弁がありました。

二つとして、委員より、現在の社会情勢において、児童虐待や不登校なども大きな社会問題として報道されている。こども家庭センターの重要性を十分に捉えた職員の配置が必要ではないかとの質疑があり、当局から、こども家庭センターには、保健師や社会福祉士など専門職が配置されることになる。全ての妊産婦、子育て世帯や子どもを一体的に相談支援できる体制となるよう人員配置に努めてまいりたいとの答弁がありました。

第3点として、男鹿市消防団の再編について、当局から、少子高齢化の進展や被雇用者の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手となる消防団員の確保及び消防団活動における基礎的な単位である班の編成が困難になる地域の発生が予想されることから、将来を見据え再編を行うものである。

分団及び部の組織は現行どおり14の分団、34部の体制を維持し、班の再編として、各班におおむね8人から15人程度を目安とする。これは、ポンプ操作に最低4人から5人必要であることや長時間の活動における交代要員、大規模災害時における住民の避難誘導に必要な要員等の確保のためであり、また、地域での使用頻度の低下した機材の順次廃止を考えているとの報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、いざ災害や火災が発生した場合、即座に現場に駆けつけることが可能な団員は少なくなっているのが現状だと思うが、常備消防も整備促進されており、団員の高齢化等により実際に出動が困難という分団の統合を図るといふ再編案はなかったのかとの質疑があり、当局から、現在733名の団員が所属しているが、定数は820名と定数に満たない状況であり、また、実際に今後の入団見込みも乏しく、定年勧奨に基づいて5年後にはかなりの団員数が減少し、10年後には500人前後になる見込みである。そのため、このたびは現行の班編成で統合し、活動しやすい体制を構築したものであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、消防団員の中の機能別団員について質疑があり、当局から、

担い手不足の解消と機能強化に向けて令和元年度から機能別消防団員制度を導入しており、基本団員が不足している中、特定の災害活動のみに活動し消防活動を補完する役割を担っているとの答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。10番進藤優子委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 教育厚生分科会で審査いたしました市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、障害者自立支援給付費国庫負担金等返還金について、委員より、障害者自立支援に係る施設の充足状況と利用者の推移について質疑があり、当局から、施設については現在のところ充足していると考えている。また、障害の認定を受ける方は人口が減少している中であっても、およそ8パーセントと一定の割合で推移しているが、障害の認定を受けても必ずしもサービスを利用するとは限らないことから、利用者数は横ばいの状況であるとの答弁がありました。

さらに委員より、当初想定していた計画から、約1,600万円という返還金が生じたことについて質疑があり、当局から、給付費は障害者の数に比例するものではなく、例えば自立支援医療において人工透析が必要な場合、1人につき年間約1,000万円の給付を要することもあるなど、障害の程度によって必要なサービスや費用が変わることから、なかなか見込みがたい数字である。来年度の当初予算の編成に向けては、年度当初から中間評価、年度末と、その時々々のサービス利用者数や内容から、しっかりと検証していきたいとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、第5期男鹿市障がい者計画等の策定について、当局から、第5期男鹿市障がい者計画、第7期男鹿市障がい者福祉計画、第3期男鹿市障がい児福祉計画について、国の指針改定により、障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画に係る令和6年度以降の計画期間を市独自で設定することが可能となったことから、それぞれの

計画の整合性を図るために一体的に策定することとし、計画期間は令和6年度から令和11年度の6年間とする。さらに、新たな試みとして、より多くの方に計画内容を知っていただけるよう、「わかりやすい版」を別個に作成する予定であるとの報告がありました。

第2点として、第9期男鹿市介護保険事業計画の策定について、当局から、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間として、高齢者福祉計画と一体的に策定する。3年ごとの介護報酬の改定に加え、介護保険料に係る低所得者の負担を抑制する観点から、所得段階の細分化が国において検討されているところであり、いずれも年末までに結論を得ることとなっている。本計画の見直しに伴う男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、3月定例会に提出予定であるとの報告がありました。

第3点として、今年度中の策定に向けて進めている男鹿みなど市民病院経営強化プランの素案について、一つとして、委員より、患者にとってより身近な課題として、診療予約の在り方や待ち時間の短縮に係る対応について質疑があり、当局から、経営強化プランにおいては、随時対応すべき課題として検討という形で記載している。特効薬となるような対応策はないのが現状ではあるが、引き続き多方面からの御意見を伺いながら、計画に限らずできるところから取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

二つとして、委員より、六つの項目のうち、経営形態の見直しとあるが、現状の課題等から考えられる今後の見通しと対応策について質疑があり、当局から、必要な改革や経営目標に対する手段については現体制での対応が可能であることから、今後大きな変革がない限り経営形態の見直しは考えていない。ただし、少子高齢化や人口減少など本市が抱える諸課題について考えた場合、地域医療を担う病院として何に特化していくべきか、また、今後の診療体制や実情に応じた病床数、さらには病棟の再編も含め検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

第4点として、船越小学校大規模改修工事について、当局から、11月29日現在の工事進捗率は14パーセントと順調に進んでいるが、今後の工事箇所を改めて調査したところ、児童昇降口、職員玄関前のタイルの浮きが想定以上に大きく、設計段階で考えていた部分的な補修での対応とした場合、数年後には今回の補修箇所以外の部

分の改修が必要となる可能性が大きいことや、改修された校舎棟の外壁等との兼ね合いなどの懸念が生じている。全体事業の中での補修を設計事務所に依頼しているところではあるが、これまでも細部にわたり調整している状況から、調整が難しい場合は、令和6年度当初予算に昇降口の全体改修に係る追加工事費を計上することも検討している。

また、船越小学校大規模改修工事による校舎棟の改修終了後、令和7年度には、屋外運動場の整備に着手したいと考えていることから、令和6年度当初予算に船越小学校屋外運動場改修工事実施設計業務委託料を計上する予定であるとの報告がありました。

第5点として、各公民館活動の充実強化について、委員より、10月1日以降、市内10か所ある公民館のうち7か所がコミュニティセンターとして新たに活動を始めているが、その状況と変化について質疑があり、当局から、これまでは公民館活動としての学級講座に集うことが主流であった。10月1日以降、新たに配置された集落支援員と共に地域に出向き、町内会館を活用した事業実施に取り組むなど、その地域に望まれる活動や事業について、地域の声を直接聞きながら改革に取り組んでいると感じているとの答弁がありました。

さらに委員より、目立った活動があったとはいまだに感じられないが、公民館活動における優良事例等について情報共有する場を充実させるべきではないかとの質疑があり、当局から、各公民館長と担当職員が一堂に会する会議を年1回開催しており、前年度事業の反省やその年度の目玉事業について情報交換を行っている。

また、全ての地区において均衡に事業が進められるよう、公民館活動を四半期ごとに振り返り、優良事例等の共有、さらには生涯学習班職員が直接出向いて事業実施に向けた助言や方向性についての話合いの場を設けている。引き続き、学級講座等の一層の充実に努めたいとの答弁がありました。

これらの答弁に対し、委員より、従来の考え方から刷新され、元気で活力ある地域となるような活動を期待したいとの意見がありました。

第6点として、男鹿地区高校統合に関する協議会について、委員より、統合校の学科や設置場所について、結論を出すのは非常に難しいことである。どのような方向性で報告書の取りまとめを行うのかとの質疑があり、当局から、統合校において実際に

どのような教育課程を編成するかについては、県教育委員会において相当な検討を重ねることになると思われる。協議会の報告書は、結論を導き出すものではないことから、各委員から出された様々な角度からの意見や考え方を取りまとめた形になると思われるとの答弁がありました。

第7点として、休日の中学校部活動の地域移行に関する進捗状況について、当局から、休日の中学校部活動の地域移行に関する協議会等の主な内容のほか、今後は令和6年10月以降の試行に向けて、運営主体の組織づくりを固めるほか、地域移行の実施に関するガイドラインの策定を進めていくとの報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、各校の部員数が少ない中で地域移行をどのように進めていくのかとの質疑があり、当局から、小規模化する学校単位での部活動ではなく、学校の枠を超えた活動とすることで、子どもたちのスポーツや芸術活動をより魅力あるものにしていくことが地域移行の主たる目的の一つである。今後、種目によっては拠点校方式として2校合同での練習とするなど、質の高い活動ができるよう進め方を検討していく必要があるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、外部コーチの年齢構成について質疑があり、当局から、現在は大半が60代以上の方である。持続可能な体制づくりの観点から、今後何らかの対策を講じなければいけないと考えているとの答弁がありました。

三つとして、委員より、現在の部活動の活動時間と休養日について質疑があり、当局から、「男鹿市部活動の方針」を策定しており、練習時間については、平日は2時間程度、休日は3時間程度を目安として設定している。休養日については、週当たり平日1日と土・日のいずれか1日のほか、第1・第3・第5日曜日は県統一の休養日としているとの答弁がありました。

さらに委員より、教員の働き方改革など解決しなければならない課題がある中で、教育委員会として休日の部活動を推進することは矛盾しているのではないか。スポーツ振興の観点から、市スポーツ協会やスポーツを所管する課などが中心となるべきではないかとの質疑があり、当局から、指導者が教員以外になったとしても、休日の部活動継続を望む生徒は多い。地域移行後の円滑な運営には、学校との連絡調整が不可欠であることから、教育委員会、文化スポーツ課、市スポーツ協会が連携し、休日の部活動の地域移行を進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。3番鈴木元章委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 産業建設分科会で審査いたしました観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、農業資材等価格高騰対策支援事業について、一つとして、委員より、2か年続けて減収となっている水稻農家に対しては、この助成単価では安価すぎることから、さらに支援を拡充すべきではないかとの質疑があり、当局から、災害に対する水稻農家への支援については、無利子の資金や収入保険でカバーなり今後の対策をしていただきたいというのが基本的な考え方である。

客観的なデータとして、農協の出荷状況では、11月24日時点で加工用米等を含め9割方出荷されている状況であり、作況指数を踏まえても1割程度の減収なのではないかと捉えている。

農業全体を見た場合、ほかの作物では2割以上あるいは半分の減収という状況とを比較すれば、水稻については、そこまでではないと認識しており、むしろ一等米比率が下がったことによる打撃を受けているものと分析しているところである。

その上で、今回の事業は、あくまでも世界情勢の影響による物価高騰を補填するという意味合いであり、減収部分を補填するということとは異なるものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、特に水稻、大豆、和梨農家など、農家全般にわたって経営状況は深刻である。市は農業を基幹産業としているが、今後の農家支援の考え方を示していただきたいとの質疑があり、当局から、4月の和梨の降霜被害、7月の大雨被害に続く8月の高温少雨被害に対しては、県内に先駆けて、いち早く市独自の対策も合わせて約4,000万円の予算を措置して取り組んできたところである。

また、このたびは国からの重点支援地方交付金を活用し、本市への配分額全体の約3分の1に当たる2,700万円を基幹産業である農業分野に充当し、なおかつ一般

財源も持ち出して手当てするものであり、市の財政的に可能な範囲で農業を支援していくという気持ちは、農業者の皆様にも感じていただけるのではないかと考えている。

新年度予算に向けては、手当て的なものではなく、低コスト化、省力化、環境負荷軽減につながるものなど、引き続き、農業者が頑張れるような側面支援として、農業振興ビジョンにおける六つの施策の展開に沿った予算を示していくとの答弁がありました。

二つとして、委員より、申請の方法や支払時期の見通しについて質疑があり、当局から、農業再生協議会等のデータを活用し、対象農家へは市から通知するなど申請書の提出は必要とはなるが、最低限の記入で済むような様式を検討している。また、遅くとも来年2月末までには支払いできるよう準備していくとの答弁がありました。

第2点として、上水道事業会計について、委員より、技監採用に伴う人件費の増額が料金改定後の財政シミュレーションにおける内部留保額へ与える影響について質疑があり、当局から、来年度1年を課長職、さらには副主幹を2年としての給与と仮定した場合、全員協議会時に示した財政シミュレーションの内部留保額よりも、令和10年度末で2,650万円少ない4億809万8,000円と見込んでいるとの答弁がありました。

さらに委員より、有収率の向上が内部留保額へ与える影響について質疑があり、当局から、有収率が向上したからといって料金収入には結びつくものではないが、令和4年度決算ベースでは、有収率が1ポイント改善すれば約63万8,000円の無駄が省けるという試算ができる。仮に現在約73パーセントの有収率が10ポイント上昇すると約630万円の経費削減が図られ、その分は内部留保額に反映されることになる。

今後、管路劣化診断等の新しい技術も取り入れながら、管路更新計画等の策定を進める。すぐには結果が出てくるものではないが、まずは財源の確保を図りながら、地道に、そして着実に管路更新を進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、「温浴施設民間譲渡の状況について」の報告に対し、委員より、応募がなかった「温浴ランドおが」については、解体に向かうのか、または新たな一手を模索するのかなどの質疑があり、当局から、廃止時期を含め今後の対応を検討するこ

ととしているが、ほかにも解体をしなければならない市有施設があることから、すぐに解体はできないと感じている。それまでは、当該施設を活用して事業展開できる事業者を見つけ出せるよう努めていくとの答弁がありました。

第2点として、「男鹿版DMOのおが地域振興公社への移管について」の報告に対し、委員より、ツアーを造成する体制について質疑があり、当局から、現在、観光協会にて旅行業の資格を有し、ツアーを造成しているところであるが、移管後においても観光協会から全面的にバックアップいただくことで協議が整っており、これまでと同等な体制で事業を推進できるものと考えている。

市としては、本市のすばらしい景観を活用しながらコンテンツの磨き上げをし、DMOと一体となってツアー造成することで、周遊型・滞在型観光の促進、観光消費額の増加が図れるよう取組を進めていくとの答弁がありました。

第3点として、なまはげ館入館料の改定について、当局から、電力・ガスの値上げ、物価、人件費等の高騰に対応するため、一律20パーセントの値上げを行い、サービス低下の防止と健全経営を図るとともに、収益の一部を活用し、設置目的である地域のなまはげの保存・伝承を支援していくとの報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、コロナ禍からの集客の回復が見込めるのであれば、現行の入館料を維持できたのではないかとの質疑があり、当局から、コロナが5類に移行され、コロナ禍前の入込数まで回復するだろうと見込んでいるが、電力・ガスの値上げ、物価、人件費等の高騰により経費がかかり増しになっており、6,000万円程度あった剰余金も半分になっているという現状もあり、今回、価格を改定させていただき、今後のサービス向上につなげていくものであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、収益の一部を活用して、地域のなまはげの保存・伝承を支援する取組とは何かとの質疑があり、当局から、まだ具体策を申すまでには至っていないが、例えば、なまはげの面や衣装を修繕する際に支援している補助金の財源としての活用や、柴灯まつりで地域から参加いただいている里のなまはげ乱入に対する支援など、なまはげの保存・伝承につながる取組を模索してまいりたいとの答弁がありました。

第4点として、オガーレ物産館委託販売手数料の改定について、当局から、エネル

ギー価格をはじめとする物価高騰や施設の経年劣化による維持管理費の増嵩、最低賃金の引上げに伴う人件費の増加の状況を踏まえ、委託販売手数料の改定に至ったものである。

土産品及び工芸品の市外出品者を除く各品目につき、市内外を問わず一律1パーセント引き上げる内容となっており、対象となる事業者は183事業者となっている。

なお、株式会社おがでは、各出品者部会に事前協議を行った上で、10月15日に市に改定の申請を行い、市ではこれを11月2日に承認しているとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、各出品者も厳しい経営状況にある中、さらなる負担増が懸念されるが、事前協議を含めた市の考えはとの質疑があり、当局から、株式会社おがからは事前に相談をいただいたところであるが、その際、出品者の方々も同じような状況下にあることを踏まえ、まずはしっかりと理解を得る取組が必要であろうと助言したところである。また、経営の自主性を尊重してはいるものの、やはり市としては、適切な値上げかどうかを判断するため、明確な効果を示していただきたいと要請したところである。

その後、各出品者部会との協議を行った結果、まずはおおむね理解は得られているということもあり、市でも承認したところである。

その上で、市としては今後、適正な価格設定に向けた取組に意識を置く必要性を感じている。直売所においては安い価格で出品したものが売れやすく、手数料を差し引くと、どうしても利益に影響してしまう傾向がある。要は、質に応じた適正な価格を設定することで、出品者の利益にもつながり、ひいてはオガーレの利益にもつながっていくことから、取組方を研究してまいりたいとの答弁がありました。

第5点として、「若美トレーニングセンター」及び「若美農業技術伝習館」の利用状況について、当局から、利用者の減少を踏まえ、個別施設計画に基づき、廃止または民間譲渡に向けた準備を進めるため、この後、地域住民の方々と意見交換等を行っていきたいと考えている。併せて、来年度からシルバー人材センターへの施設管理業務の委託を見直し、貸出しの管理等を農林水産課で対応したいと考えているとの報告がありました。

この報告に対し、委員より、設置経緯や過去の利用状況等について十分承知してい

るところであり、利用率の著しい減少、行財政改革における効率化の観点からも、地域住民と意見交換を実施するのはやぶさかではないが、地域住民に対しては、廃止を前提とした投げかけをしていただくよう要請するとの意見がありました。

第6点として、都市計画マスタープランの策定について、当局から、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、おおむね20年後を見据えたまちづくりの方向性を定めるものである。これまで、住民ワークショップや住民説明会を開催してきたほか、現在、市民から広く意見を募るため、パブリックコメントを実施しているところである。

今後、策定委員会においては、これら住民の意見を反映した計画案を作成し、1月中旬には委員会協議会、下旬には議会全員協議会で計画案を示させていただき、3月の都市計画審議会の答申を受けた後、3月定例会への議案提出を予定しているところであるとの報告がありました。

第7点として、農業委員年額報酬の上乗せについて、当局から、国からの交付金を財源とし、農地の見回り、農地の出し手・受け手の相談、新規参入の相談などの活動実績に対し、その活動実績に応じ、現在、定額となっている委員報酬に上乗せして支払うべく、令和6年3月定例会へ条例改正案を上程する予定としているとの報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、活動の報告手段について質疑があり、当局から、全国一律の農業委員活動記録簿があり、各委員が月々の総会時に記入の上、提出することとしている。今後の報酬上乗せ条例の整備に向け、現在、適正な記録簿の記入等、農業委員に周知しているところであるとの答弁がありました。

二つとして、委員より、活動実績がある農業委員からの発言は、行政としても重く受け止めなければならないという背景からも、農林水産省が目標値としている年間の活動日数120日という実績に向け、鋭意努力していただきたいとの意見がありました。

第8点として、国の査定額が確定したことに伴い実施する「現年公共土木施設災害復旧事業」及び「水道施設災害復旧工事」について、当局から、一つとして、9月21日からの大雨により被災した土木施設等の早期復旧を図るため、仁井山滝川線及び琴川中間口線の復旧工事を実施するものである。

予算額は、工事請負費の 888 万円であり、財源内訳は、国庫負担金 592 万 2,000 円、市債 290 万円、一般財源 5 万 8,000 円となっている。

二つとして、7 月 14 日からの大雨により被災した水道施設の早期復旧を図るため、茶臼配水池送水管の本復旧工事を実施するものである。

予算額は、工事請負費の 1 億 3,542 万円であり、財源内訳は、被災時に応急復旧した工事費用も含まれており、国庫補助金が 9,649 万 2,000 円、企業債が 4,820 万円、企業局負担分が 194 万 8,000 円となっている。両案件とも早期に工事着手するため、今定例会最終日に関連補正予算案を追加提案させていただく予定としているとの報告がありました。

第 9 点として、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」及び「LP ガス価格高騰対策緊急支援事業」の期間延長について、当局から、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間延長が決定されたことに伴い、本市においてもガス料金の値引きに係る事業期間を延長するため、男鹿市ガス供給条例の一部改正について準備を進めているところである。

令和 5 年 12 月使用分までとしていた支援期間を、令和 6 年 5 月使用分まで 5 か月延長し、4 月使用分までは使用量 1 立法メートル当たり税込み 15 円を、5 月使用分は税込み 7.5 円の値引きを行う。

改正条例案については、今定例会最終日に追加提案させていただく予定である。

また、県の LP ガス価格高騰対策緊急支援事業の期間延長も決定されたことに伴い、加茂地区のガス料金の値引きに係る事業期間を延長するため、男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第 4 項の期間を定める規定の一部改正を進めているところである。

令和 5 年 11 月使用分までとしていた支援期間を、令和 6 年 1 月使用分まで 2 か月延長し、引き続き 1 か月当たり税抜き 1,000 円を上限として値引きするものであるとの報告がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（笹川圭光） これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12 番太田委員

○12 番（太田稷委員） 総務委員長にお伺いいたします。2 点ほどあります。

初めに、「こども家庭センター」について、来年度といたしますか、子ども家庭総合

支援拠点と子育て次世代包括支援センターを統合し、一体的相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を見据え、関係各課における関連予算の仕分けを行うと、そういった内容の報告がありました。県内では確か来年4月に8市2町でこども家庭センターを立ち上げると、そういった情報が入っておりますが、関係各課に予算を振り分けるということの説明のみで、例えばほかの自治体では機構改革を行って、新たに部を立ち上げるとか、そういった話も聞こえてきておりますが、そのようなこども家庭センターの在り方、また、機構改革についての質問並びに答弁等々のやり取りはなかったものかということが第一点です。

もう一点、財政調整基金のところですが、報告では今後も標準財政規模の15パーセント以上の確保をまずしていくと、そういった当局の報告がございましたが、総務省では標準財政規模の5パーセントから10パーセントの財調がまず望ましいということでもあります。このことから考えますと、男鹿市では、まず10億ほどあれば大丈夫だというふうに認識されておられて、全国でもまず5パーセントから10パーセントくらいの財調を積んでいるところがほとんどだと思われませんが、このことに関しまして、例えば19億の今の財調から10億を引けば9億くらい、9億のうちの一部を例えば基幹産業の農業関係に、農業者の所得の向上につなげていくとか、また、新年度に向けて何か市内の経済が回っていくような施策を構築していくような議論がなかったものか、その2点についてお伺いいたします。

○委員長（笹川圭光） 9番畠山委員長

○総務分科会委員長（畠山富勝） お答えします。

1点目のこども家庭センターについては、私が報告したもののみでございます。

それから、財調についての考え方ですけれども、標準財政規模5パーセントから10パーセントとか、15パーセントという話なんですけれども、そもそも財調が5パーセント、10パーセントというのは、望ましいという定義づけとかそういうものはないものでありまして、あるとき総務省の役人が財政標準規模の10パーセントが望ましいのではないかなと言ったのが、全国的な基準として用いられているわけでありまして、本市のように自主財源を押し上げるような、財政力指数を押し上げるようなことが乏しいというようなお話ありましたけれども、それ以外には何もありませんでした。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 再質疑ありませんか。

○12番（太田穰委員） 終わります。

○委員長（笹川圭光） 12番太田委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。15番田井委員

○15番（田井博之委員） お疲れさまです。僕からは2点ほどお伺いしたいです。

まずは、地域おこし協力隊のことなんですけども、病気等、コンディションとかあると思うんですけども、在り方そのもの、やっぱり給料っていうお金が発生している…

（「委員長、ちゃんと整理してください。質問、相手ちゃんと

分からなければ」と言う者あり）

○15番（田井博之委員） すいません、すいません。総務委員長、お願いします。すいません。

繰り返します。地域おこし協力隊のことにに関して、先ほども言いましたけど、本人の体調とか生活環境とかいろいろ問題はあると思うんですけども、やっぱり魅力ある男鹿市にとどまってもらうための対策として、何か対策を講じているのか。地域性によってもやっぱり、僕も感じていることなんですけど、やっぱり季節的な環境もあったり、人間的な環境もあったり、いろいろあると思うんですけど、今の若者に対してのコミュニケーション、アドバイス、活動内容、こういうことも含めて地域おこし協力隊の在り方を今後考えていかなあかなんたということと思うんですが、その点について一つ。

二つ目は、消防団員について、担い手不足というのは、僕も消防団に入っておるんですけども、例えば夜中何か地震があったりとか火事があったりとかっていう場合に、動ける人数っていうのは先ほど委員長が言われたように少なくなっているのが現状ではあるんですけど、これを確保するための対策っていうのは、何かあるんでしょうか。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 田井委員、若者に対しての活動内容などの協議があったかどうかということだすべ、一つ目。それから、消防団員を確保するための協議があったか

どうかということなんだすべ。

○15番（田井博之委員） はい。

○委員長（笹川圭光） 9番畠山委員長

○総務分科会委員長（畠山富勝） 一つは、地域おこし協力隊、そういうふうな、今私報告したとおりでありますけれども、いわゆる当局はメンタルとかサポート面が足りなかったのかなというような話でありました。いわゆる委員会のほうでは、まず以前から、自由闊達に活動すればよいと、あまりその、かつて地域おこし協力隊は自治体もあまりよく分からないままで、事務的処理の手伝いという考え方であったんですけども、まず委員会のほうでは、自由闊達に男鹿のよさを見いだして、まず動き回ってほしいというような話はしてきております。

それから、消防団については、その方策という話合いはありませんでした。

以上です。

○委員長（笹川圭光） 再質疑ありませんか。15番田井委員

○15番（田井博之委員） 地域おこし協力隊の今後の在り方については、僕は絶対必要やと思うんです、この男鹿を知ってもらうためには。若者がより多く男鹿に来てもらうための地域おこし協力隊の活動については、今後、いろいろ話合いしながら、当局さんもコミュニケーションしながらケアをしていただくと僕はつながっていくと思います。

あと、消防団に関してなんですけど、やっぱり担い手不足が解消されない限り、今後どんどん減っていくと思うんですよ。集まりもないし、消防団の統合とか集まりとかも、凝縮していくべきやと思うんですけども、最後そのお考えだけをお願いしたいと思います。

○委員長（笹川圭光） 田井委員、総務委員会で消防団なら消防団の何か話し合ったこと、協議したことを聞くのであって、質問ではない、質問というか、総務委員会で話し合ったことをおたくが今、あったかどうかということを尋ねることはいいけれども、これだと何か質問だものな。ちょっと趣旨が違うんだね。おたくの言うやつ。

○15番（田井博之委員） 分かりました。終わります。

○委員長（笹川圭光） 15番田井委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(笹川圭光) 質疑なしと認めます。

これより、ただいま各分科会委員長に行った質疑事項について、さらに質疑を行うべき点がある場合、特に市長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(笹川圭光) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。議案第103号から第111号まで及び議案第114号を一括して採決いたします。本10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(笹川圭光) 御異議なしと認めます。よって、本10件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(笹川圭光) 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

午前11時01分 閉 会